

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本漢方医学教育振興財団（以下「当法人」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における寄附金等とは、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者から当法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附申込書により、次に掲げる内容を確認しなければならない。

(1) 寄附者の住所・氏名

(2) 寄附財産の内容（金銭、有価証券、固定資産等）・金額又は数量

(3) 寄附の用途

2 前項の寄附を受け入れる場合には、理事長又は理事会（重要な財産の場合）の承認を得なければならない。

3 寄附を受け入れる際には、寄附者に対し受領書を発行するとともに、当法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

履 歴

平成29年2月4日 理事会 決議